

第五次川越市男女共同参画基本計画
(原案)

2016-2020

平成27年11月
川越市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的	3
2 計画の性格と位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の基本理念	4
5 計画の将来像	5
6 体系図	6
7 川越市の取組	8
8 川越市の現状と課題	10
9 計画の基本目標	16

第2章 施策の展開

基本目標と主要課題

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

主要課題 1 男女共同参画の視点から、社会制度・慣行の見直し、意識啓発	22
主要課題 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	24
主要課題 3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	26

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

主要課題 4 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	30
主要課題 5 国際的な取組との協調	32
主要課題 6 地域における男女共同参画の促進	34
主要課題 7 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	36

基本目標Ⅲ 多様な生き方が選択できる環境づくり

主要課題 8 仕事と生活の両立支援	40
主要課題 9 誰もが安心して暮らせる環境の整備	43
主要課題 10 働く場における男女共同参画の促進	45

主要課題 11 生涯を通じた男女の健康支援	48
基本目標Ⅳ 男女共同参画推進体制の充実		
主要課題 12 計画推進のための体制の充実	52
主要課題 13 男女共同参画推進施設の充実	54

重点施策・評価指標

1 重点施策	56
2 評価指標	57

第3章 男女共同参画をとりまく動向

1 世界の動き	61
2 国及び埼玉県の動き	62

第 1 章

計画の基本的な考え方

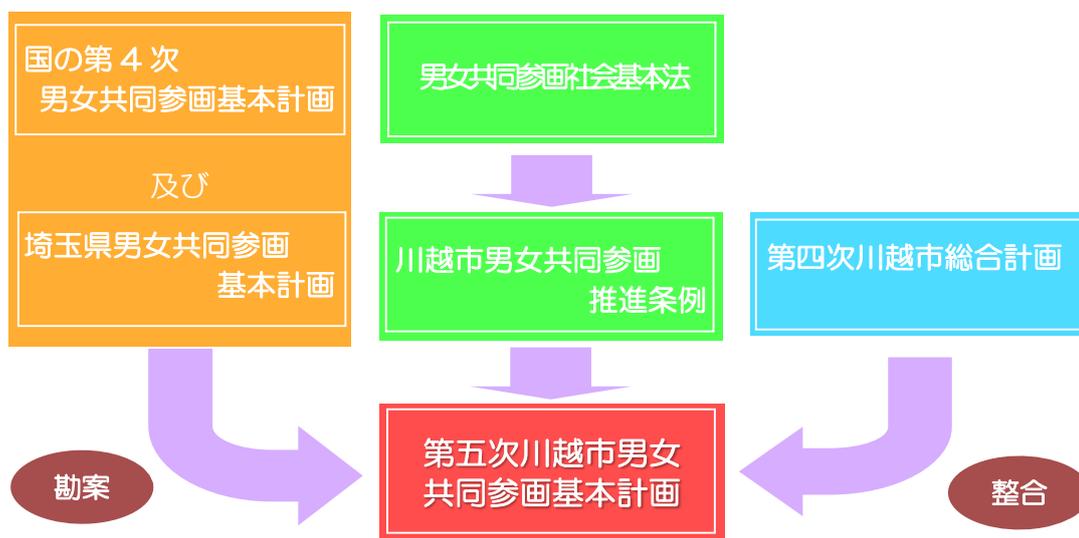


1 計画の目的

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「川越市男女共同参画推進条例」第8条の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の性格と位置付け

- 本計画は、国の「男女共同参画基本計画」及び埼玉県「埼玉県男女共同参画推進計画」を勘案して策定するものです。
- 本計画は、「第四次川越市総合計画」や市における他の個別計画との整合を図った計画であるとともに、「川越市男女共同参画に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）の結果や、川越市男女共同参画審議会及び市民の意見を尊重して策定するものです。
- 本計画は、DV^{※1}防止や被害者支援に関する施策を一体的に管理するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき、「川越市DV防止及び被害者支援に関する計画」を包含した計画です。



※1 DV（ドメスティック・バイオレンス） … 一般的には「配偶者や恋人など、親密な関係にある、又はあったパートナーから受ける暴力」という意味で使用されることが多く、殴る、蹴るといった身体的な暴力だけでなく、ことばによる精神的暴力、性的暴力や経済的暴力などさまざまな形で存在します。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間とします。

4 計画の基本理念

本計画の基本理念は、「川越市男女共同参画推進条例」第3条の規定により、次に掲げる6つとします。

- 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として行います。
- 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した、社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮します。
- 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行います。
- 男女共同参画の推進は、家庭生活における家庭の構成員の協力及び社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動とが円滑に行われるように配慮して行います。
- 男女共同参画の推進は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことに配慮して行います。
- 男女共同参画の推進は、国際社会での取組を十分に理解して行います。

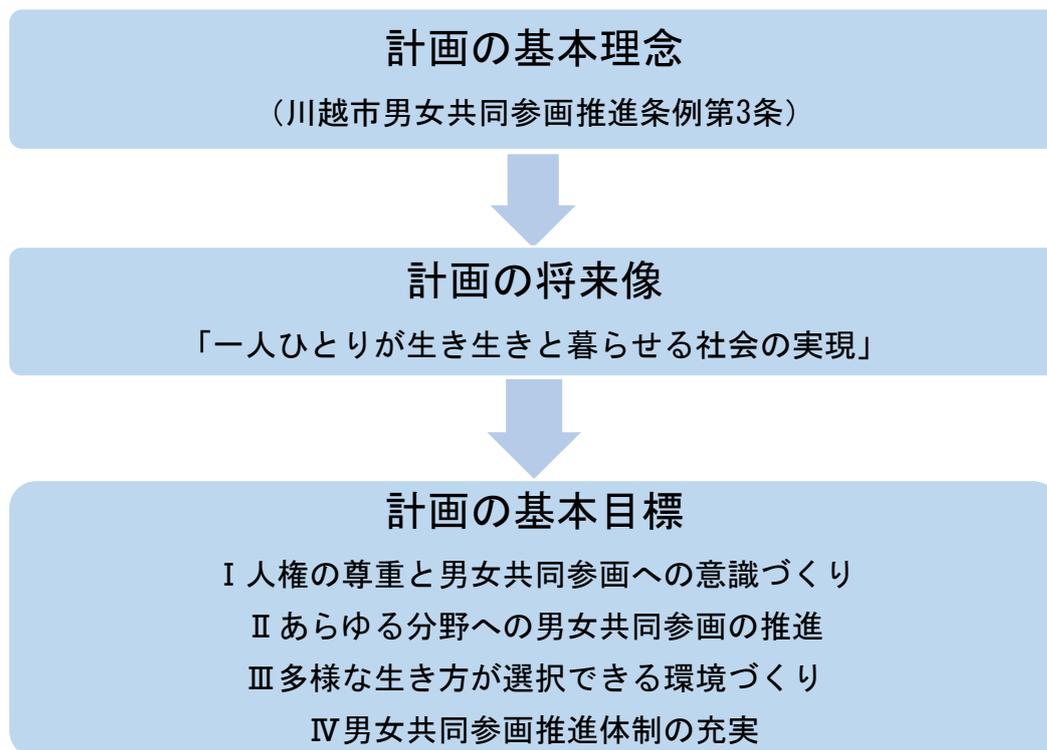
5 計画の将来像

本計画の推進によって目指すべき将来像は、

一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現

とします。

「川越市男女共同参画基本計画」の将来像は、「川越市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる6つの基本理念を踏まえ、「一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現」とし、その将来像を実現するため、4つの基本目標、13の主要課題、25の主要施策を設定しました。

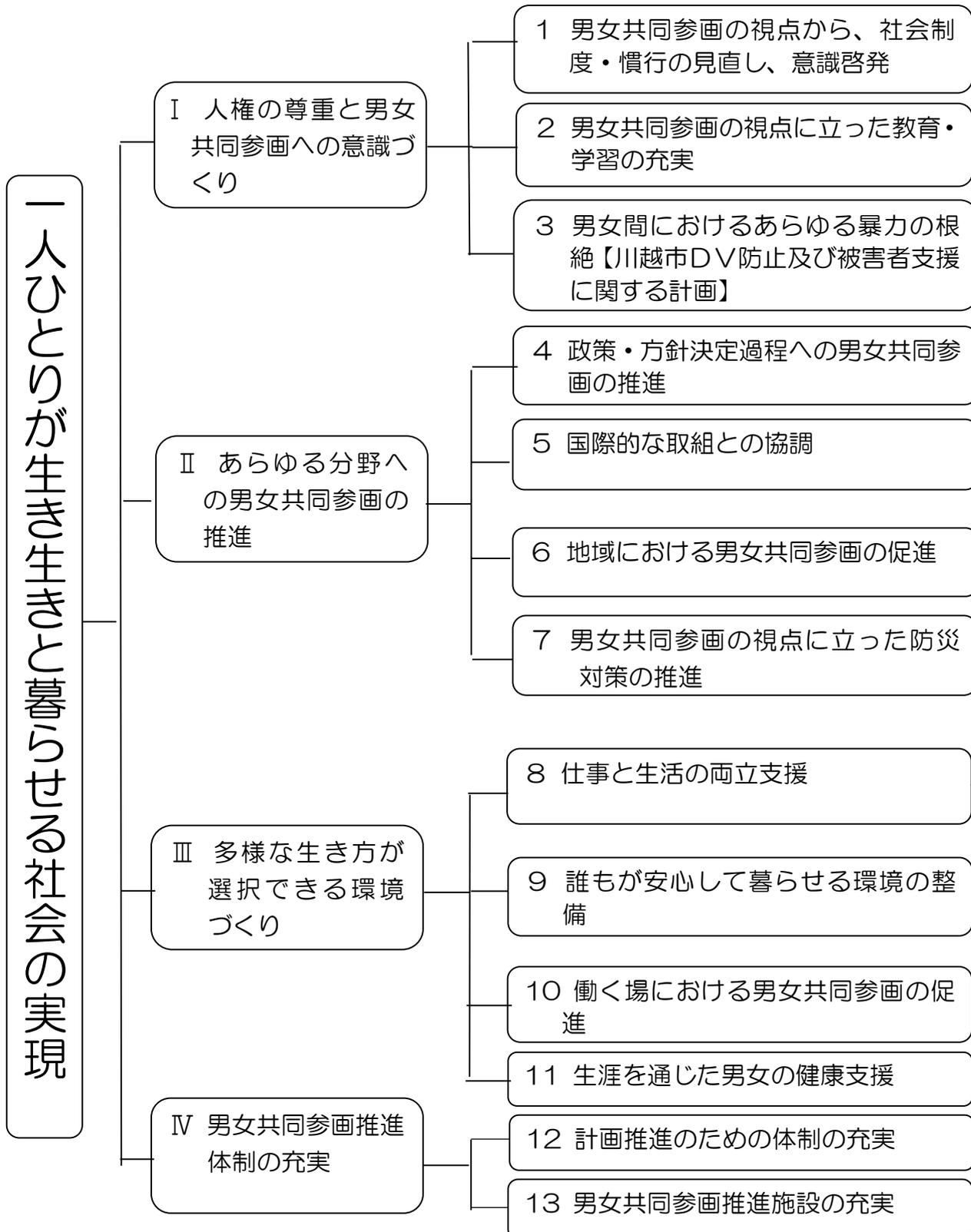


6 体系図

〈将来像〉

〈基本目標〉

〈主要課題〉



〈主要施策〉

(1) 男女共同参画の理解、意識改革のための広報・啓発

(2) 男女共同参画に関する調査・研究

(3) 男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進

(4) 男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進

(5) 配偶者暴力相談支援センターの充実

(6) 男女間における暴力防止の環境づくり

(7) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

(8) 事業者・市民団体等への支援の充実

(9) 国際的な取組への理解

(10) 外国籍市民への支援の充実

(11) 地域活動等における男女共同参画の促進

(12) まちづくり・観光・環境の分野における男女共同参画の促進

(13) 地域防災活動への女性の参画促進

(14) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応

(15) 家庭における男女共同参画の促進

(16) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

(17) 子育てや介護と仕事の両立の実現に向けた環境づくり

(18) 誰もが安心して暮らせる環境づくり

(19) ひとり親家庭等が自立した生活を営むための支援

(20) 多様な働き方ができる環境づくり

(21) 女性のチャレンジ支援

(22) 生涯を通じた男女の健康支援

(23) 計画推進機関の運営等

(24) 計画の進行管理

(25) 男女共同参画推進施設の運営

7 川越市の取組

本市では、平成 3（1991）年、「男女が共に尊重しあい、共に支えあって発展する男女共同参画型社会の形成」を目指した「川越市女性計画ー男女ともに善く生きるためにー」を策定し、政策・方針決定過程への女性の参画促進や、女性の職域拡大等の施策の浸透を図るとともに、女性問題情報紙の発行、女性フォーラム、女性大学講座の開催等により女性政策の推進を図ってきました。

平成 10（1998）年には、幅広い分野で活躍する女性団体のネットワークを広げ、市民と行政のパートナーシップを図るため「川越市女性団体連絡協議会」を設立しました。

平成 11（1999）年、この協議会と市が共催で、全国の人口 30 万人以上の都市で構成する「第 10 回女性問題全国都市会議&イーブンライフ in 川越」を開催し、男女共同参画社会の形成に向けた機運の醸成と意識の浸透を図るための取組を行ってきました。

こうした取組を更に充実し新たな課題に対応するため、平成 13（2001）年 4 月、「第二次川越市女性計画（かわごえ男女共同参画プラン）」をスタートさせるとともに、同年 12 月には条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民及び事業者が一体となって取り組むことを明記しました。

平成 14（2002）年 7 月には、男女共同参画社会の実現に向けた、女性の自立支援と社会参画の促進を図るため、川越駅東口のクラッセ川越内に「川越市女性活動支援のひろば」を開館し、各種情報及び学習・交流の場を提供しました。また、同施設内において、女性のための「カウンセリングルーム」や「からだの相談」を設置したほか、平成 21（2009）年度から市庁舎内で「女性相談」を開始するなど、相談体制の充実を図ってきました。

更に、DV等の対策として、平成 18（2006）年度に「川越市DV防止対策ネットワーク会議」を設置し、関係機関のネットワーク化により、被害者の支援体制の整備・充実を図りました。また、平成 22（2010）年 3 月には、DV防止と被害者支援のための諸施策を推進するため、「川越市DV防止及び被害者支援に関する計画」を策定しました。

また、平成 23（2011）年には、配偶者暴力相談支援センターを設立し、平成 25（2013）年には、「第二次川越市DV防止及び被害者支援に関する計画」を策定し、DV等の対策に力を入れてきました。

平成 27（2015）年には、男女共同参画社会の実現を更に推進するため、ウェスタ川越内に、男女共同参画関連講座の開催、男女共同参画に関する情報

の提供、女性相談や貸館を行う「川越市男女共同参画推進施設」を設置しました。

これに伴って、「川越市女性会館」と「川越市女性活動支援のひろば」を廃止しました。

こうした中、「第四次川越市男女共同参画基本計画」に位置づけられた事業は概ね実施することができましたが、重点施策である「各種審議会等における女性の登用率」等 7 つの評価指標はいずれも目標を達成することができませんでした。

このような状況を踏まえて、男女共同参画社会の実現を推進するため、平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度までを計画期間とする本計画を策定しました。

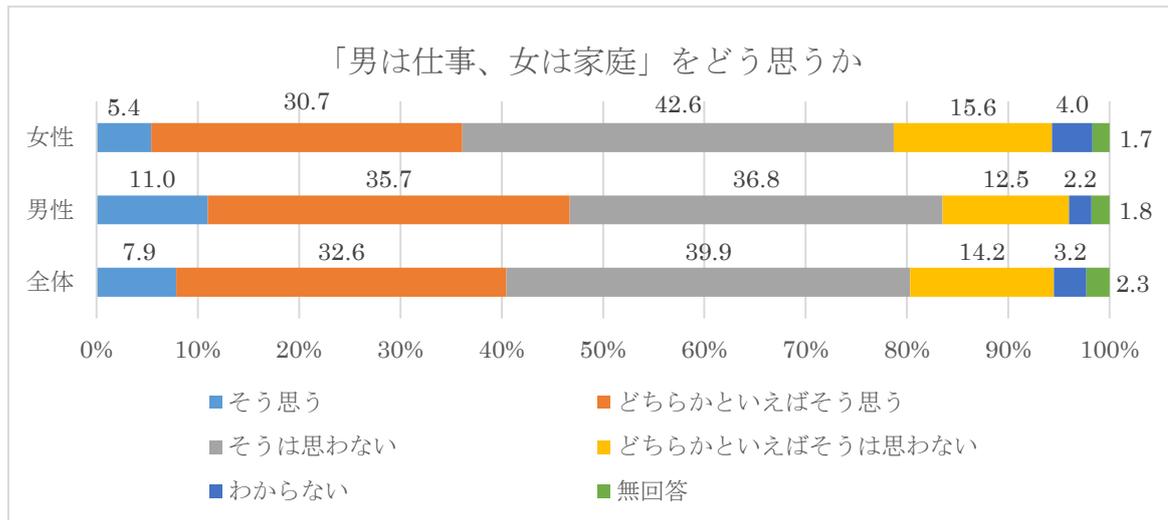
8 川越市の現状と課題

(1) 依然として根強い固定的性別役割分担意識^{※2}

平成25（2013）年度に実施した「川越市男女共同参画に関する意識調査」（以下「意識調査」）では、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識について、全体で「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の肯定派は40.5%、「そうは思わない」、「どちらかといえばそうは思わない」の否定派は54.1%となっています。否定派の方が肯定派よりも約14%多くなっています。

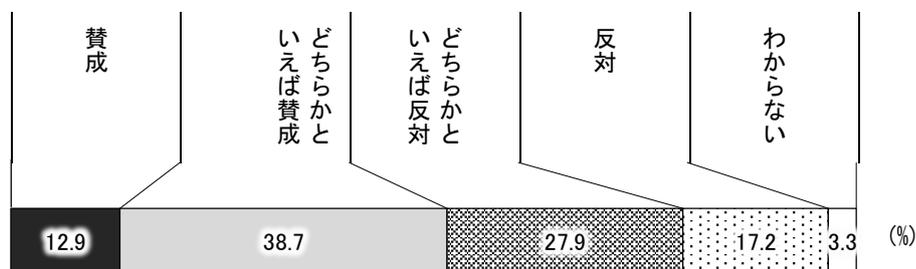
男女別に見ると、女性では肯定派は36.1%なのに対し、男性の肯定派は46.7%と女性より高くなっています。

今後もさまざまな手法により、意識啓発に努める必要があります。



資料：平成25年度「意識調査」より

参 考 内閣府 男女共同参画に関する世論調査（平成 24 年）の結果



※2 固定的性別役割分担意識 … 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

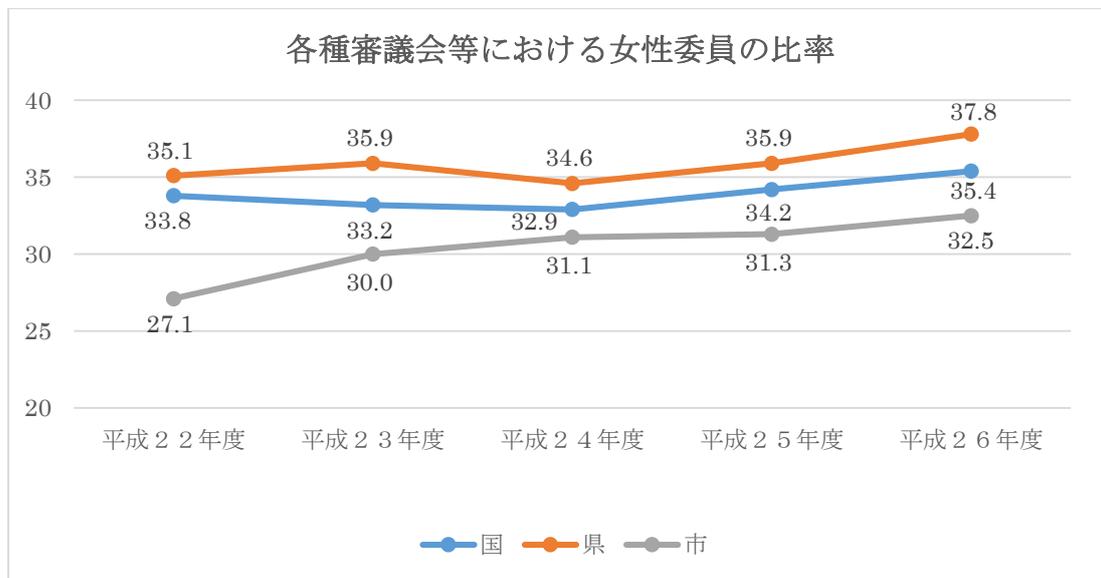
(2) 各種審議会等^{※3}への女性の登用率

平成23（2011）年度からスタートした「第四次川越市男女共同参画基本計画」では、「各種審議会等への女性の登用促進」を重点施策の一つと位置づけ、計画の最終年度である平成27（2015）年度までに登用率を35%とする目標を設定しました。

平成18（2006）年4月に、「川越市審議会等における女性委員の登用の促進に関する要綱」を策定するなどして登用促進に努めてきましたが、平成27（2015）年4月現在、法律・条例設置の附属機関では29.7%となっています。

少子高齢化が進む中、豊かで活力ある社会を築くためには、社会の構成員の半分を占める女性が政策・方針決定の場に更に参画していくことが必要です。

今後とも、女性の参画促進の重要性、必要性について理解を得ながら、審議会委員等への女性登用率の向上や女性のいない審議会等の解消を図るとともに、法律・条例に基づかない庁内プロジェクト会議等各種委員会等への女性の登用を推進していくことが必要です。



※各年度、国は9月30日現在。県、市は4月1日現在
 ※県は法律・条例設置の附属機関及び行政委員会

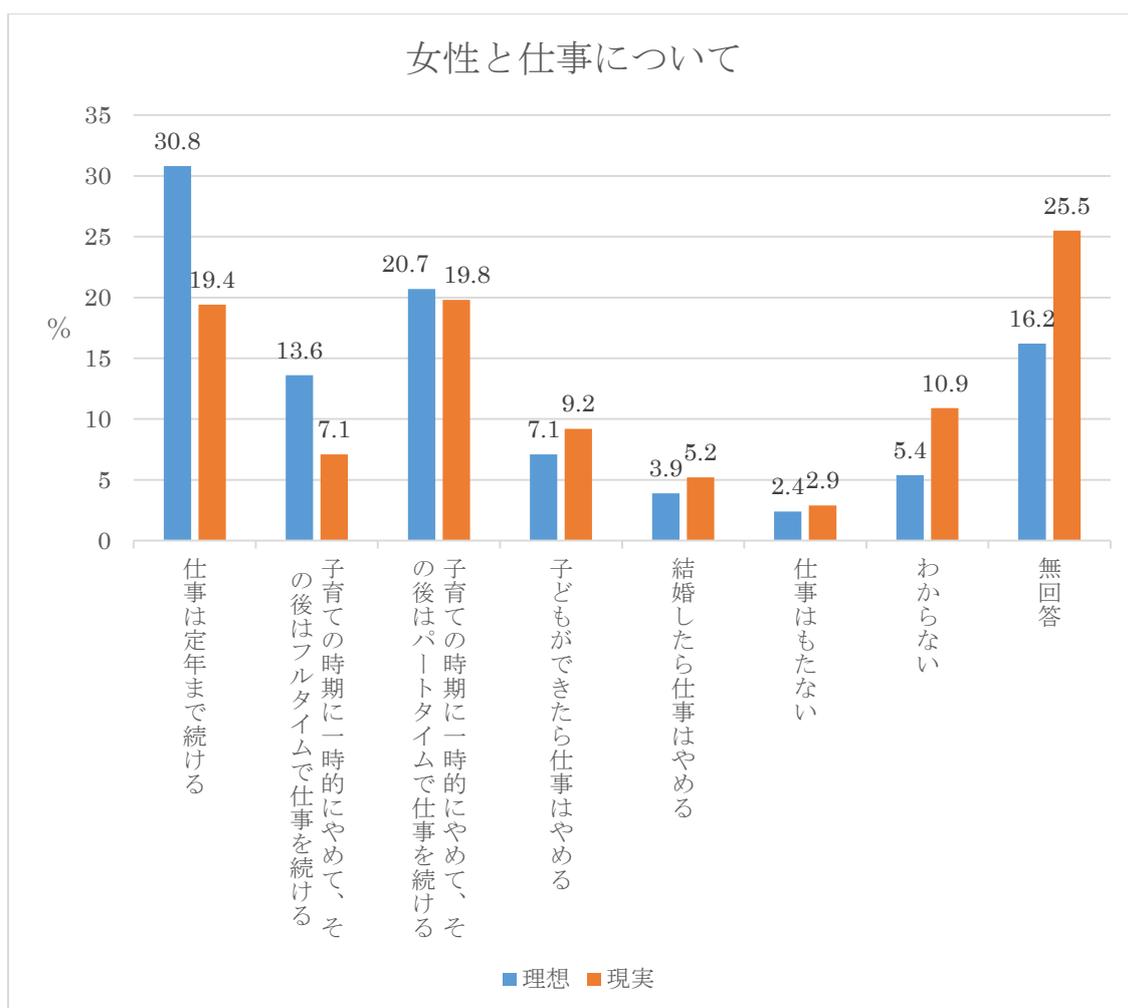
※3 各種審議会等 … 本計画では、地方自治法第138条の4、第202条の3に規定する法律・条例設置の附属機関のみとします。

(3) 就労環境と就労意識

平成 25（2013）年度の意識調査における女性の就労についての考え方は、全体では、「自分の理想」として、最も多かったのは「仕事は定年まで続ける」で 30.8%、次に「子育ての時期に一時的にやめて、その後はパートタイムで仕事を続ける」が 20.7%となっています。しかし、「現実」として、最も多かったのは「子育ての時期に一時的にやめて、その後はパートタイムで仕事を続ける」で 19.8%、次は「仕事は定年まで続ける」が 19.4%となっており、「仕事は定年まで続ける」の割合は、10%以上さがっています。

本市における保育所定員数は毎年増加しているにもかかわらず、待機児童数の解消には至らず、就労環境は厳しい状況が続いています。

このようなことから、結婚・出産後も女性が働き続けることができるよう、環境を整備していく必要があります。



資料：平成 25 年度「意識調査」より

川越市の保育所定員数及び待機児童数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
保育所定員数(人)	3,065	3,141	3,281	3,416	3,776
待機児童数(人)	69	94	112	119	74

資料：保育課
 ※保育所定員数は市内の施設の定員数

(4) DVの被害者支援

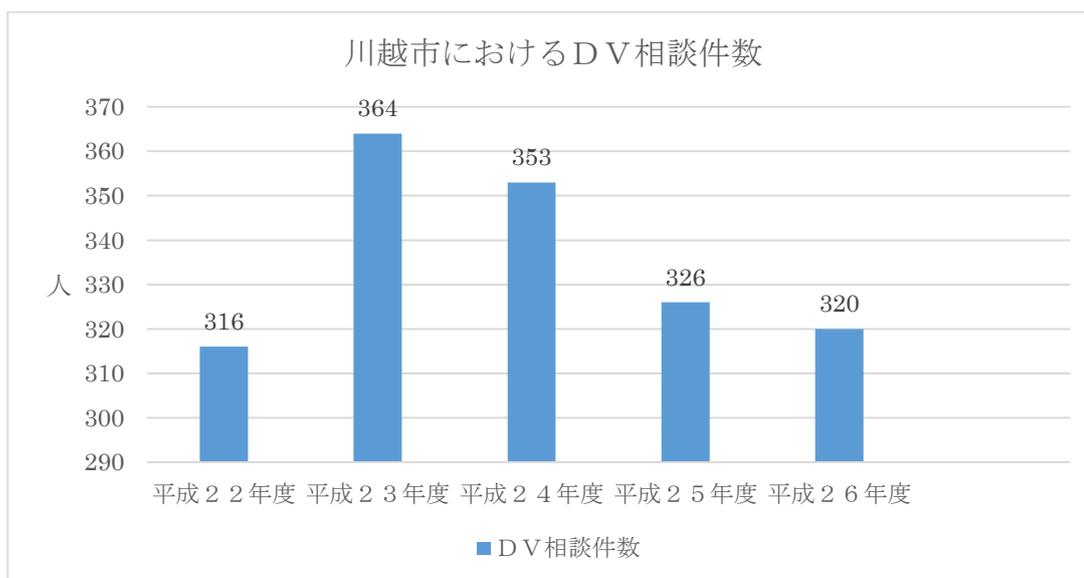
女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害するものです。

本市におけるDVの相談件数は、平成23(2011)年度をピークに減少しているものの、毎年300件以上あります。

これまで本市では、関係機関との連携を強化するため、平成18(2006)年度に「川越市DV防止対策ネットワーク会議」を設置するとともに、平成22(2010)年3月には「川越市DV防止及び被害者支援に関する計画」を策定しました。

更に、平成23(2011)年には「配偶者暴力相談支援センター^{※4}」を設立し、平成25(2013)年には「第二次川越市DV防止及び被害者支援に関する計画」を策定しました。

これからも引き続きDVの防止と被害者の支援に取り組む必要があります。



資料：男女共同参画課調べ

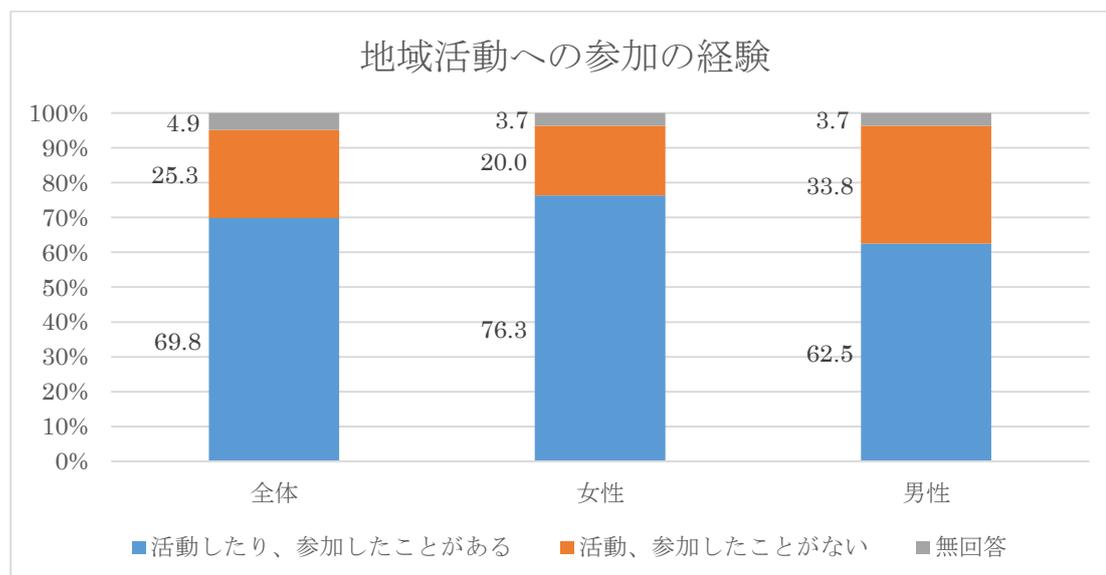
※4 配偶者暴力相談支援センター … 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」により、都道府県に設置が義務付けられているDV被害者救済のための拠点施設で、平成19年の同法改正により、市町村においても設置するよう努めることとされた。センターが行う業務は、①相談、②医学的・心理学的な指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供・援助、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を居住させ保護する施設利用についての情報の提供・援助

(5) 男性の地域活動への参加

誰もが住み良いまちづくりを進めていくためには、男性も女性も積極的に地域活動に参加していくことが重要です。平成 25（2013）年の意識調査では、地域活動に「活動したり、参加したことがある」男性の割合が 62.5%と前回調査より約 4%の増加にとどまっています。

「活動したり、参加したことがない」と答えた方に、どのような条件がそろえば参加できるか尋ねたところ、男性では最も多いのが「仕事（勤め・家業）が忙しくない」で 39.6%、次に「参加したい内容のものがある」で 31.8%となっています。

このことから、引き続き男性が参加しやすい環境づくりを推進するとともに、意識啓発や機会づくりに努めることが必要です。



資料：平成 25 年度「意識調査」より

9 計画の基本目標

I 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、これが男女共同参画社会基本法の理念の一つとなっています。

男女共同参画社会の形成は、男女が個人として尊重され、平等に扱われることを基本として実現するものであり、本計画では、人権の尊重を基本目標の I に据え、性別による固定的役割分担意識や、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれのある社会制度や慣行を見直し、男女共同参画意識の啓発を図ります。

また、男女共同参画の視点に立った家庭や地域、学校における教育・学習を充実し、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに努めます。

更に、男女間におけるあらゆる暴力の根絶を図り、DVの防止及び被害者の保護と自立支援を進めていきます。

II あらゆる分野への男女共同参画の推進

女性は人口の半分、労働力人口の 4 割余りを占めており、あらゆる分野への男女共同参画の推進をしていかなければなりません。

そのために、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ってまいります。

これまで我が国における男女共同参画の取組は、国際的な動きと連動し、相互に影響しあいながら推進されてきました。平成 32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックのゴルフ競技の開催が当市で予定されている中、国際交流や国際理解を促進し、国際的な取組との協調を図る必要があります。

また、市民にとって身近な地域における男女共同参画の促進は、男女共同参画社会を形成するために大変重要です。地域活動における男女共同参画を促進するとともに、まちづくり・観光・環境などの分野において、男女がともに参画し、施策を立案・実施することにより、活力ある地域社会を形成します。

更に、東日本大震災の後、防災分野での男女共同参画の推進の重要性が非常に増えています。そのため、男女共同参画の視点に立った防災対策を進めていきます。

Ⅲ 多様な生き方が選択できる環境づくり

誰もが生き生きと暮らせる社会をつくるため、男女がそれぞれの価値観やライフスタイルの多様性を認め合い、家庭・職場・地域においてバランスのとれた生活ができるよう環境を整備することが必要です。

また、急速に高齢化が進行する中、男性と女性がいかに家庭や地域で協力しあい、生きがいを見出すことができるかが大きな課題となっています。

本計画では、仕事と生活の両立を支援するため、男女がお互いに協力し、責任を果たすことができるよう家庭における男女共同参画を促進するとともに、男女が安心して子育て・介護ができる環境づくりに努めます。

また、誰もが安心して暮らせる環境づくりに努めるとともに、ひとり親家庭の自立を支援します。

男女が対等なパートナーとして働くことができる職場の環境づくりを促進するとともに、女性が個性と能力を十分に発揮し、さまざまな分野にチャレンジできるよう、女性の再就職・起業等を支援します。

更に、飲酒や喫煙など健康をおびやかす問題について啓発に努めるとともに、生涯を通じた男女の健康の保持・増進への取組や、妊娠・出産等に関する健康支援を実施します。

Ⅳ 男女共同参画推進体制の充実

男女共同参画を推進していくためには、男女共同参画の推進体制を充実していかなければなりません。そのため、男女共同参画審議会や男女共同参画庁内会議の運営や機能充実に努めるとともに、男女共同参画基本計画の進行管理を行います。

また、川越市男女共同参画推進施設の充実を図ります。

